

第6回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年9月23日(金)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所2階第一会議室

3 定数及び出席委員数 定員16名 現員16名

4 出席委員 16名

1番 保坂正雄

2番 石渡正明

3番 切替三夫

4番 奥野元好

5番 地引正和

6番 注連野千佳代

7番 有原敏夫

8番 若林豊

9番 渡邊美代子

10番 露崎春雄

11番 山口武夫

12番 中川喜一郎

13番 小泉勝彦

14番 山口勝久

15番 関根芳夫

16番 石塚康夫

5 欠席委員 なし

6 出席事務職員 4名

菊池事務局長

在原副参事

高品副主査

石井副主査

◎開 会

平成28年9月23日午後3時00分 開会

○議長（地引正和君） ただいまより第6回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、16名中15名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、4番、奥野委員から本日おくれる旨の報告がありました。

◎議事録署名委員の指名

○議長（地引正和君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

14番、山口勝久委員、15番、関根芳夫委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題とします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の1についてご説明申し上げます。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成28年9月1日付で提出がありました。内容は、永地在住の個人が永吉在住の個人から売買により農地を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、相続で農地を取得しましたが、農業は行っていないとのこと、譲り受け人に以前から管理を依頼していたことから、売却を申し出たとのこと。譲り受け人は、申請地が所有している耕作地に隣接しており、耕作上便利であることから、申し出に応じることです。

総会資料1ページの位置図をごらんください。場所は、永地字寺ノ下です。現地を確認したところ、現地は田で、耕作されておりました。

総会資料2ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

農機具等については、トラクターや田植機、コンバインに乾燥機などを所有し、耕作に必要な機械はそろっているものと思われまます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で290日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が約192アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、譲り受け人はもともと永地地区の農業者であるため、今後とも

地域の基準に従って耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

10番、露崎春雄委員。

○10番（露崎春雄君） 10番、露崎です。報告いたします。

○さんの代理人、○○さんから連絡がありまして、譲り受け人の○○さんと2人で現地確認しました、15日に。現在その田んぼは○○さんが耕作しており、とてもきれいになっております。別に問題ありませんでした。農機具等や耕作面積は事務局の言うとおりでございます。皆さんの審議お願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2についてを議題といたしますが、議案第1号の2から議案第1号の3については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の2及び議案第1号の3についてご説明申し上げます。

議案の2ページから9ページをごらんください。本件は、平成28年9月5日付で提出がありました。申請内容は、祖父の○○○氏が経営移譲している農地を、同一世帯内の後継者である子から、孫へ変更し使用貸借しようとするものです。また、後継者であった○○○氏が農業を引退し、経営移譲するため農地を同一世帯内の新たな後継者、○○○氏へあわせて使用貸借しようとするものです。

詳しく説明しますと、○○○氏については、今まで息子である○○○氏に農地を使用貸借していま

した。その〇〇〇氏が来年3月で65歳になり、みずからも経営移譲するため、使用貸借していた農地を〇〇〇氏に返還し、新たな後継者である孫の〇〇〇氏に使用貸借し直すものです。

次に、〇〇〇氏について説明します。〇〇〇氏は来年の3月で65歳になるため、その前に後継者と農地の使用貸借を行い、農業経営を譲ることとしたとのことです。

設定しようとする権利の種類は使用貸借権で、その期間は10年となっております。

次に、後継者についてご説明します。〇〇〇氏は、現在〇歳で、〇〇を卒業してすぐに就農し、6年目を迎えているところです。作っている作物は、水稻、インゲン、ブロッコリー、トウモロコシ、レタスなどになります。家族協定を結び、認定農業者にもなっており、〇〇〇地区の担い手として期待されている農業者の一人とのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見を求めます。

7番、有原敏夫委員。

○7番（有原敏夫君） 7番、有原です。この案件ですけれども、9月7日の午前8時半ごろ、私の家に〇〇〇さんが訪ねてきて説明を受けました。内容は、今事務局の報告のとおりです。〇さんは、今事務局からも言われましたが、家族協定を結んでおり、譲り受け人の〇〇さんは農業者年金にも加入しているとのことです。私も日ごろから〇さんをよく知っていますが、農家の見本のような家で、この案件は全く問題ないと思いますけれども、皆さんにお諮りいたします。

簡単ですけれども、私からは以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号の2から議案第1号の3について採決をいたします。

採決につきましては、1件ずつ行います。

それでは、議案第1号の2について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案第2号の1についてを議題といたしますが、議案第2号の1ないし議案第2号の26については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。議案第2号整理番号1ないし26についてご説明申し上げます。

議案10ページから21ページをごらんください。本件は、市外の法人が、市内外の所有者から一時転用として申請地を借り受け、農地52筆4万8,892平方メートルを含む合計13万9,717平方メートルを土砂等の埋め立てを行い、農地部分について造成しようとする案件であり、土地の所在、権利関係は議案記載のとおりでございます。

総会資料8ページの位置図をごらんください。申請地は館山自動車道姉崎袖ヶ浦インターから東側へ約2.5キロメートル、椎の森工業団地向かい側に位置しており、周辺を山林に囲まれた谷津にあり、公共投資の入っていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

今回の埋め立て等事業については、農地4万8,892平方メートル、山林9万825平方メートル、合計13万9,717平方メートルが計画区域となっており、その埋め立て土量は約69万立方メートルで、事業区域内を最大26メートル、平均15メートルでの埋め立て計画となっております。なお、転用期間につきましては、埋め立て事業と同様の3年間となっております。

埋め立て事業の完了後、農地については農地への復元がされますが、復元に伴う覆土については、ほかからの購入土による覆土を行い、傾斜地の勾配角度を8度とした畑となり、クリの植樹が計画されております。また、その作付計画書、作付誓約書の提出もされております。

排水関係については、構築物等の設置がないため、雨水排水のみであり、自然浸透による対応となっておりますが、大雨等の防災対策として最下部に調整池が設置され、調整池に集積された排水については、抑制のうえ浜宿団地に隣接する調整池に流入されます。なお、工事完了後、その設置される調整池は埋め戻す計画となっております。

農地を含む隣接地の所有者への説明については、申請者と隣接地地権者がそれぞれ重複していることもあり、意見要望等はなかったとのこと。また、本事業に関する他法令関係では、埋め立てに伴う特定事業及び森林法の開発の申請について、千葉県との事前協議が整い、許可申請書が提出され

ております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（地引正和君） 本案件につきましては、16日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

有原運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（有原敏夫君） 7番、有原です。議案第2号の整理番号1ないし26については、土砂等の利用による農地造成として、譲り受け人が譲り渡し人から使用貸借により農地を借り受けて転用しようとするものであり、9月16日に運営委員会を開催して地区担当農業委員も参加の上、現地の調査及び関係者から状況の確認とともに審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

なお、本案件の現地調査には千葉県農地農村振興課、君津農業事務所の職員の方々も出席されました。

現地確認には譲り受け人及び代理人に出席いただき、午後1時45分から実施いたしました。現地では、対象農地の確認をするとともに、関係者から説明をいただきました。現地での主な質問及びその質問に対する説明は次のとおりです。

まず、申請書に添付された図面により区域内の農地の位置や地目の確認を行い、土砂等が搬入される場所、埋め立ての概要、完了後の形状の説明をいただき、搬入される土はどこから来るのか、検査等はどうかの質問に対し、湾岸方面での建設工事による発生土が搬入され、発生土は発生場所で検査され、その内容を千葉県が確認し、了承されたものが搬入されるとのことでした。また、事業の実施中も継続的に千葉県による検査が行われるとのことでした。

次に、事業区域が広いが、調整池等は設置されるのかとの質問には、排水関連は自然浸透にて対応するが、大雨等の防災対策として区域の最下部に調整池が設置されるとのことでした。造成により傾斜地の角度が約8度となるとのことだが、8度とはどれくらいかの質問では、現在の傾斜が約13から15度であり、大分緩くなるとのことでした。

次に、審査会には譲り受け人及び代理人に出席していただき、午後3時30分から市役所会議室にて行いました。事務局から議案説明を受けた後、譲り受け人の代理人からも事業の説明を受け、続いて各委員から質問があり、譲り受け人及び代理人から説明をいただきましたので、その主な内容についてご報告いたします。

事業実施に伴う資金計画の中の経費の内訳への質問に対し、経費の主なものは作業員等の人件費、機械代、樹木の伐採などの外注工事代とのことでした。事業箇所の面積が広いが、降雨への対応の計算や見込みについての質問では、千葉県の開発工事にかかわる30年確率に基づいている、雨水は樹木の伐採後のほうが流れが大きいと考えられるため、そのときの状況を想定し、計算や見込みを行っているとのことでした。搬入される土砂は、検査済みのものが搬入されるとのことであったが、どのよ

うなものか、また発生場所自体の汚染が心配されるとの質問では、建設残土であるが、発生場所での検査により搬入可能と確認されたもののみが搬入される、また人工的な混入物は取り除いた上で搬入されるとのことでした。

譲り受け人及び代理人が退席後、運営委員会委員による意見として、谷津田等の傾斜地が造成により改善されること、造成によりまとまった農地になることから、市との連携により新たな活用方法も考えられるのでは等の意見がありました。

採決の結果、農業委員会により工事状況などを注意深く確認していくことを念頭に、運営委員全員一致にて議案第2号の整理番号1ないし26については許可すべきものということとなりました。

以上、報告いたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第2号の1ないし議案第2号の26について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1ないし議案第2号の26については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の27についてを議題といたしますが、議案第2号の27ないし議案第2号の30については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。議案第2号整理番号27ないし30についてご説明申し上げます。

議案21ページから22ページをごらんください。本件は、市内の法人が市内の農地所有者から申請地を借り受け、隣接地で計画されている土砂等による埋め立て事業に伴う搬入路、調整池及び排水路として農地を一時転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

総会資料12ページの位置図をごらんください。申請地は、林地区の〇〇〇〇〇〇の南側、国道409号線と市道川原井林線の交差点付近に位置し、周辺を国道、山林に囲まれた小集団の生産性の低い第2

種農地と判断されます。

今回の埋め立て事業において埋め立てを行う区域内に農地はありませんが、埋立てに使用する土砂等の搬入路、防災用の調整池等の設置予定地が農地となっており、搬入路、調整池等の部分には、農地2筆2,636平方メートル、調整池からの排水路部分に農地4筆のそれぞれの一部、計174平方メートル、合計で2,810平方メートルを一時転用する計画であり、転用期間につきましては埋め立て事業と同様の3年間となっております。埋め立て事業用地に農地はありませんが、埋め立て事業の土量は13万立方メートルとのことです。また、隣接農地関連では、4名の申請人がそれぞれの隣接者となることから、意見要望等はなかったとのことです。

今回の申請においては、一時転用となりますので、隣接地で行われる埋め立て事業の完了後に農地への復元がされますが、その復元では、搬入路・調整池部分は畑になり、排水路部分は排水管を埋設による設置のため、排水管を撤去するものであり形状等の変更がありません。なお、搬入路・調整池部分の土地所有者は、申請地の向かい側にて酪農業を営んでおり、復元後の農地ではその飼料用のトウモロコシを栽培するとのことで、その作付計画書及び作付誓約書の提出もされております。

復元伴う農地部分の表土については、現在の土を事業区域内等に仮置きし、復元時にもとに戻す天地返しにより行うとのことです。

他法令関連では、埋め立て事業に伴う特定事業及び森林法の事前協議が整い、本申請が千葉県に提出されております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 本案件につきましても16日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

有原運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（有原敏夫君） 7番、有原です。議案第2号の整理番号27ないし30については、申請地の隣接地において行われる埋め立て事業にかかわる搬入路・調整池及び排水路の設置のため、譲り受け人が譲り渡し人から賃貸借により農地を借り受けて一時転用しようとするものであり、9月16日に運営委員会を開催して地区担当農業委員も参加の上、現地の調査及び関係者から状況の確認とともに審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

現地確認には、譲り渡し人、譲り受け人及び代理人に出席をいただき、午後2時45分から実施をいたしました。現地では、対象農地の確認をするとともに、関係者から説明をいただきました。現地での主な質問及びその質問に対する説明は次のとおりです。

まず、今回の埋め立て事業においては、埋め立てを行う区域内には農地はないとのことでしたので、搬入路等として一時転用される農地の場所、転用時の配置概要の説明をいただきました。事業開始時の転用箇所の活用状況についての質問では、搬入路は以前土の採取が行われたときに利用されていた道が埋め立て区域内にあるため、国道からその道へ出入りをするために申請箇所に道路を設置すると

のことでした。その構造は、砂利敷きの上に鉄板もしくはアスファルトによる舗装を行うとのことでした。

次に、調整池の位置を説明いただき、調整池に集積された排水については抑制を行い、今回設置予定の排水路から道路側溝に接続するとのことでした。なお、設置予定の排水路は排水管の埋設により設置するとのことでした。

次に審査会には、譲り渡し人、譲り受け人及び代理人に出席いただき、午後4時10分から市役所会議室にて行いました。事務局から議案説明を受けた後、譲り受け人及び代理人から事業の説明を受け、続いて各委員から質問があり、譲り受け人及び代理人から説明をいただきましたので、その主な内容についてご報告いたします。

初めに、譲り受け人が持参した埋め立て事業用の図面、転用の計画図面により埋め立ての概要、転用計画、復元後の説明を伺いました。

次に、事業完了後の埋立した場所からの排水はどうなるのかの質問に対し、現地には既設の素掘り排水路があり、そこに排水されるとのことで、これについては千葉県の中部林業事務所と協議し、指示を受けたとのことでした。事業計画が3年であるが、搬入が多い時期の質問には、開始後平均的に搬入される予定であり、最長で3年と見ているが、多少早まることが想定されるとのことでした。転用箇所の農地復元後の予定に対しては、搬入路・調整池等の箇所については所有者が酪農業のため、その飼料用のトウモロコシの栽培を予定している、排水路部分は排水管を埋設し、事業完了後に撤去の計画のため、設備設置・撤去時以外は特段の制限はなく、現在と同様に利用できるとのことでした。

譲り受け人及び代理人が退席後、運営委員会委員による採決の結果、全員一致にて議案第2号の整理番号27ないし30については許可すべきものということになりました。

以上、報告いたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第2号の27ないし議案第2号の30について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の27ないし議案第2号の30については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 買受適格証明書発行の件

○議長（地引正和君） 次に、議案第3号 買受適格証明書発行の件を議題といたしますが、委員の親族にかかわる案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参加ができませんので、審議が終わるまで関係委員の退席を求めます。

〇〇番、〇〇〇〇委員。

〔〇〇番 〇〇〇〇委員退席〕

○議長（地引正和君） それでは、議案第3号の1について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第3号の1についてご説明申し上げます。

議案の22ページをごらんください。本件は、平成28年8月26日付で提出がありました。本件は、袖ヶ浦市納税課が実施する公売に参加するために必要な買受適格証明書の発行に係る案件です。公売の入札期間は平成28年9月27日となっております。

総会資料15ページに位置図、16ページから19ページに公売財産の明細を添付しております。場所は、袖ヶ浦市神納字〇〇〇〇です。現地は田で、耕作されておりました。

本件は、公売で落札ができた場合に農地を取得することになりますので、農地法第3条の許可申請についても許可相当であるか、あわせてご審議をお願いします。

農地法第3条の申請内容につきましては、譲り受け人は畑作農家で、落花生を主体に耕作しており、落花生のボッチに使う稲わらが手に入らなくなり、自分で田を買って稲わらを確保したいとの目的があります。そのほかにも自分で主食用米を確保したいとの考えがあるとのことです。

総会資料20ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、所有している農地の一部に貸し付けをしている農地があるとのことです。その農地は、平成23年ごろ親戚の農業者から経営規模拡大をするためにまとまった農地を探しているとの話があり、農地の効率化が図られることから、農地を貸し付けたとのことです。そのほかの農地については、全て耕作しているとのことです。

農機具等については、畑作物の耕作に必要な機械はそろっていると思われ。水田を耕作する機械は所有されていませんが、親戚に作業委託するとのことです。そして、稲刈りのときに稲わらの収穫をするとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で350日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が358アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の共同体の和を重んじ、ルールを遵守するとのことです。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見を求めます。

11番、山口武夫委員。

○11番（山口武夫君） 11番、山口です。それでは、説明いたします。

9月7日午後2時、〇〇さんと現地で会いまして確認いたしましたところ、田はきれいに刈り取ってありまして、今後のあれには差し支えないと思います。また、稲刈り等は、親戚の方をお願いしてやっていただくそうです。事務局の説明のとおりであります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ、有原委員。

○7番（有原敏夫君） 7番、有原です。この〇〇〇〇さんが主に作業を行っていると思うのですけれども、畑が約3町5反ほどあるのですけれども、その世帯主である〇〇さんは大正生まれということで、かなりご高齢だと思うのですけれども、この〇〇さんが1人で作業をしているのですか、従業員というか、誰かを使っているとかでしょうか。

○11番（山口武夫君） 11番、山口です。〇〇さんは、1人ですけれども、非常に一生懸命農業をやっております。畑のほうは、ある程度パートさんとか頼んでやっておりますけれども、私もよく知っておりますから、その辺はご心配ないと思います。

以上です。

○議長（地引正和君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第3号の1については買受適格証明書発行の件であり、証明書の交付並びに附帯決議として執行機関において落札した場合は農地法第3条許可指令書を交付することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については申請のとおり買受適格証明書の交付をすること並びに落札した場合は農地法第3条許可指令書を交付する附帯決議を可決することと決定いたします。

では、〇〇さん、入室してください。

〔〇〇番 〇〇〇〇委員着席〕

◎議案第4号 平成28年度第6次農用地利用集積計画（案）承認の件

○議長（地引正和君） 次に、議案第4号 平成28年度第6次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたします。

議案第4号について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第4号についてご説明いたします。

農用地利用集積計画書（案）の4ページをお開きいただきたいと思います。今回の申請は、利用権の設定が1件で、合計98.28アールとなっております。個々の内容につきましては、農用地利用集積計画各筆明細書記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

今回の利用権設定を受ける方の申請面積等が記載されておりますので、説明させていただきます。

〇〇〇〇さんですが、申請面積は98.28アールで更新となっております。

説明は以上でございます。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

議長（地引正和君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。報告第1号についてご報告いたします。

議案24ページから26ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会庶務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は、平成28年8月1日から平成28年8月31日までで8件です。

報告は以上でございます。

○議長（地引正和君） 報告は以上です。

◎その他

○議長（地引正和君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 事務局から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） では、後でまた事務連絡ありますけれども、本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（地引正和君） これをもちまして第6回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後3時43分 閉会